

## 給水装置工事の**違反行為**について

指定給水装置工事事業者におかれましては給水装置工事を施工する際、関係法令及び条例等を遵守していただいているところですが、一部の事業者で違反行為の事案が見受けられました。

近年、違反行為が多くなっており、厳正な処分を行わざるをえないようになっています。違反工事で多いものは、

○無届工事・・・**企業団に未申請・未承認で工事を行うこと**

○無断通水・・・**企業団に未申請で水道メータを未設置で使用する**こと  
(工事の臨時給水の申請を行わずに使用する等)

○誤接合・・・**使用している井戸配管に水道管を接続すること**  
(井戸配管と切り離して申請してもらえれば接続可能)

企業団のパトロール、検針人の通告および通報などで判明しています。

「バレなければいいだろう」と安易な考えを持たず、**違反行為は絶対に行わない**ようお願いします。

違反行為は**指定取消や、指定停止等重い処分**になります。

- ・ 検査日の予約は**2営業日前まで**にお願いします。
- ・ 大口径メータ（φ25以上）はすぐに用意できません。3カ月程かかる場合がありますので、早めに協議・申請してください。
- ・ 工事の申請・メータ出庫は12時～13時は控えて頂くようにお願いします。